

黒石市教育委員会訓令第3号

黒石市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月30日

黒石市教育委員会教育長 山 内 孝 行

黒石市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

黒石市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程（昭和42年黒石市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第8号中の表印の欄を削る。

様式第9号中「（印）」を削る。

様式第11号中「印」を削る。

様式第12号の2中「㊟」を削る。

様式第13号から様式第13号の3までの規定中「印」を削る。

様式第14号及び様式第15号中「㊟」を削る。

様式第16号の2中「職氏名 ㊟」を「職氏名 」に改め、同様式中の表本人印の欄を削る。

様式第16号の3中「㊟」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第16号の4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式中の表申請者の印の欄を削る。

様式第16号の5及び様式第16号の6中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第 17 号、様式第 19 号及び様式第 21 号中「㊟」を削る。

様式第 22 号を次のように改める。

様式第 22 号 削除

様式第 23 号から様式第 26 号までの規定中「㊟」を削る。

様式第 27 号及び様式第 28 号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条及び様式第 22 号の改正規定は、発令の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の黒石市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。